

○共立蒲原総合病院組合特別職の職員の報酬の特例に関する条例

〔平成19年3月28日〕
〔条例第2号〕

改正 平成21年3月31日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年共立蒲原総合病院組合条例第45号。以下「特別職報酬条例」という。）に基づいて支給する報酬の額の減額のための特例を定めるものとする。

(報酬の額の減額)

第2条 特別職報酬条例の適用を受ける特別職の職員のうち、管理者及び副管理者が支給されるべき報酬の額は、当分の間、特別職報酬条例第1条の規定にかかわらず、それぞれ特別職報酬条例別表に定める報酬額から当該額の100分の100に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

(施行日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(共立蒲原総合病院組合特別職の職員の報酬の特例に関する条例の廃止)

2 共立蒲原総合病院組合特別職の職員の報酬の特例に関する条例（平成16年共立蒲原総合病院組合条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成21年3月31日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。